



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月27日火曜日 第2961号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 192  
 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 193  
 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 195  
 愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則..... (農業経済課) ... 196

## 告 示

県営土地改良事業の換地処分..... (農地整備課) ... 197  
 市営土地改良事業の換地処分(2件)..... ( " ) ... 197  
 保安林予定森林にする旨の通知(2件)..... (森林整備課) ... 198  
 解除予定保安林にする旨の通知(2件)..... ( " ) ... 198  
 建設業者の営業の停止命令..... (土木管理課) ... 198  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 199  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件)..... (都市計画課) ... 199  
 都市計画事業の事業計画の変更認可(6件)..... (都市整備課) ... 199  
 指定居宅サービス事業の廃止..... (東予地方局地域福祉課) ... 200  
 指定介護予防サービス事業の廃止..... ( " ) ... 201  
 道路の供用開始(県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 201  
 道路の区域変更(県道宮崎波方線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 201  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 201  
 道路の供用開始(一般国道494号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 202  
 道路の区域変更(県道落合久万線)..... ( " ) ... 202  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 202  
 道路の区域変更(県道奥浦白浦線外)..... (南予地方局管理課) ... 202  
 道路の供用開始(県道広見吉田線外)..... ( " ) ... 203

## 公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 203

## 教育委員会訓令

愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令..... (高校教育課) ... 203

## 規 則

### ○愛媛県規則第6号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中村時広

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書 (表)		様式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書 (表)	
省略		省略	
省略	省略	省略	省略
生年月日	年 月 日 生 性別 男 女	生年月日	年 月 日 生
省略		省略	

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第11号(第2条関係) 狩猟免許更新申請書

(表)

省略	
省略	省略
生年月日	年 月 日 生 性別 男 女
省略	
省略	

(裏) 省略

注 省略

様式第12号(第2条関係) 狩猟者登録申請書

(表)

省略	省略
省略	省略
省略	省略
生年月日	年 月 日 生 性別 男 女
省略	
省略	

(裏) 省略

注 省略

様式第13号(第2条関係) 変更登録申請書

(表)

省略	省略
省略	省略
省略	省略
生年月日	年 月 日 生 性別 男 女
省略	
省略	

(裏) 省略

注 省略

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第11号(第2条関係) 狩猟免許更新申請書

(表)

省略	
省略	省略
生年月日	年 月 日 生
省略	
省略	

(裏) 省略

注 省略

様式第12号(第2条関係) 狩猟者登録申請書

(表)

省略	省略
省略	省略
省略	省略
生年月日	年 月 日 生
省略	
省略	

(裏) 省略

注 省略

様式第13号(第2条関係) 変更登録申請書

(表)

省略	省略
省略	省略
省略	省略
生年月日	年 月 日 生
省略	
省略	

(裏) 省略

注 省略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第4条、第5条関係)	別表第1(第4条、第5条関係)

衛生環境研究所使用料表

検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額
1～14 省略				
15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア～エ 省略			
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 省略 b 抗酸菌分離 培養(それ以外のもの) (イ) 抗酸菌同定		同	1,630円 2,880円
	カ～ク 省略			
16 血清等 (梅毒反応 及びその他の 血清反応)	ア・イ 省略			
	ウ 省略			
17 臨 床病 理	血液	省略		
	血液型 (A B O式、R H式)		1検体 1項目	190円
	C o o m b s 試験		1検体	270円
	省略			
	_____クレアチ ン、グルコース		省略	
	省略			
18 ウイルス (脳死及び 心停止後の 臓器提供者 検査以外の もの)	省略			
	H T L V 抗体 (ウエスタンプロット法及びライソプロット法)		同	3,400円
	省略			
	H I V 1、2抗体 定性		同	940円
	省略			
	H C V抗体定性・定 量		同	880円
省略				
19・20 省略				
21 病理学的 検査	染色体検査		1検体	21,040円
	同(分染法)		同	24,220円
	省略			

衛生環境研究所使用料表

検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額
1～14 省略				
15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア～エ 省略			
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 省略 b 抗酸菌分離 培養(それ以外のもの) (イ) 抗酸菌同定		同	1,680円 2,960円
	カ～ク 省略			
16 血清等 (梅毒反応 及びその他の 血清反応)	ア・イ 省略			
	ウ レプトスピラ抗 体		1抗原	1,680円
	エ W e i l - F e l i x 反応		同	2,400円
	オ 省略			
17 臨 床病 理	血液	省略		
	血液型 (A B O式、R H式)		1検体 1項目	160円
	C o o m b s 試験		1検体	240円
	省略			
	_____こ う膠質反応、クレアチ ン、グルコース		省略	
	省略			
18 ウイルス (脳死及び 心停止後の 臓器提供者 検査以外の もの)	省略			
	H T L V 抗体 (ウエスタンプロット法 _____ )		同	3,450円
	省略			
	H I V 1、2抗体 定性		同	960円
	省略			
	H C V抗体定性・定 量		同	910円
省略				
19・20 省略				
21 病理学的 検査	染色体検査		1検体	21,690円
	同(分染法)		同	24,870円
	省略			

22～24 省略				
25 採取	採血（静脈）		1検体	240円
	省略			
26 省略				

22～24 省略				
25 採取	採血（静脈）		1検体	200円
	省略			
26 省略				

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第8号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 2級及び3級の技能検定に係る実技試験（実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満の者（在校生及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る実技試験に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、</p>	<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 2級及び3級の技能検定に係る実技試験（実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満の者（在校生及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る実技試験に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、</p>

貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 8,900円

イ・ウ 省略

(5) 省略

貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 8,900円

イ・ウ 省略

(5) 省略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則

愛媛県農林漁業組合等検査規則（昭和38年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）第209条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条の規定に基づく検査は、この規則の定めるところにより実施する。</p> <p>(検査の目的)</p> <p><b>第2条</b> 検査は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業共済組合、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」と総称する。）の業務及び会計の状況を実地に検討し、適切な指導を行い、その経営又は事業運営の改善向上を図り、もつて組合等の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(執務時間内検査の原則)</p> <p><b>第10条</b> 検査は、被検査組合等の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合で、理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>(検査の立会)</p> <p><b>第11条</b> 検査員は、検査に当たっては、理事その他の責任者1人以上の立会を得て行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(私物検査の制限)</p> <p><b>第12条</b> 検査員及び検査に従事する職員（以下「検査員等」と総称する。）は、役員及び職員<del>の私物</del>については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>(取引先その他との照査)</p> <p><b>第13条</b> 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは会員その他取引先、退職した役員若しくは職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めなければならない。</p> <p>(検査の講評)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4まで、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条の規定に基づく検査は、この規則の定めるところにより実施する。</p> <p>(検査の目的)</p> <p><b>第2条</b> 検査は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業共済組合、<u>農業共済事業を行う市町</u>（以下「市町」という。）、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」と総称する。）の業務及び会計の状況を実地に検討し、適切な指導を行い、その経営又は事業運営の改善向上を図り、もつて組合等の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(執務時間内検査の原則)</p> <p><b>第10条</b> 検査は、被検査組合等の執務時間内に行なうものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合で、理事、<u>市町長</u>その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>(検査の立会)</p> <p><b>第11条</b> 検査員は、検査に当たっては、理事、<u>市町長</u>その他の責任者1人以上の立会を得て行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(私物検査の制限)</p> <p><b>第12条</b> 検査員及び検査に従事する職員（以下「検査員等」と総称する。）は、役員及び市町長（以下「役員等」と総称する。）並びに職員<del>の私物</del>については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>(取引先その他との照査)</p> <p><b>第13条</b> 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員、<u>市町</u>が行う共済事業に係る共済関係の存する者若しくは会員その他取引先、退職した役員若しくは職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めなければならない。</p> <p>(検査の講評)</p>



第4項の規定により公告する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第309号

平成30年 3月19日東温市営土地改良事業（ほ場整備事業・牛淵地区）の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第310号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東温市上林字不入口東甲60、字大藪乙673の1、字白尾下乙675の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字不入口東甲60・字大藪乙673の1・字白尾下乙675の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第311号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第314号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東温市上林字不入口乙711、字上ノ地乙713の16
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字不入口乙711・字上ノ地乙713の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第312号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西予市城川町野井川1427の3、1430の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第313号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西予市野村町高瀬2795の2、2796の2、2797の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	停止を命じた 営業の範囲	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ず る原因となった事実
(般 - 28) 第16896号	平成28年 6月20日	有限会社 古河産業	古河 一樹	新居浜市萩生1253 番地の5	平成30年 3月26日	建設業の営業の 全部	平成30年 4月 9 日から平成30年 4月11日まで (3日間)	有限会社古河産業は、平成27 年6月26日に、新居浜市東田1 丁目甲1122番地において、法定 の除外事由がないのに廃棄物で

ある解体家屋の柱等約870kgを焼却したとして、同年12月17日、同社及び同社代表取締役が新居浜区検察庁により起訴され、同月24日、新居浜簡易裁判所により、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定していた。

○愛媛県告示第315号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

太郎宮（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成46年12月愛媛県告示第1187号）太郎宮の項で指定した標柱7号と標柱6号を結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱29号から標柱31号までを順次結んだ線及び標柱31号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
大洲市	西大洲	椎ノ森	甲1923番 1	29号
			甲1922番 2	30号、31号

迫田B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を市道五反田八代線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	八代	668番 1	1号
		666番 1	2号
		669番	3号
	五反田	乙7番 3	4号、5号
		1番耕地13番	6号、7号
		1番耕地5番	8号
		1番耕地24番 4	9号
		1番耕地29番 1	10号
	八代	654番 1	11号
		660番 7	12号

藤江C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	藤江	大深泥	1297番 2	1号、4号
			1297番 1	2号、3号
			1298番 1	5号
		深泥	1399番 1	6号
			1398番	7号、8号
			1395番	9号

大深泥	1314番 1	10号
	1384番	11号
	1317番 1	12号、13号
深泥	1097番 1	14号
大深泥	1310番 2	15号
	1304番 4	16号
	1306番 1	17号
	1300番	18号
	1295番 1	19号

○愛媛県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業北部公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和61年12月26日から  
平成36年 3月31日まで

- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業大西公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。



平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
平成14年 7月16日から  
平成36年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和27年 4月 2日から  
平成36年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和47年愛媛県告示第321号、昭和49年愛媛県告示第1132号、昭和53年愛媛県告示第997号、昭和56年愛媛県告示第1117号、昭和61年愛媛県告示第1522号、平成 2年愛媛県告示第1200号、平成11年愛媛県告示第602号及び平成13年愛媛県告示第1334号の事業地に、東村四丁目及び桜井一丁目を加える。
  - (2) 使用の部分  
昭和47年愛媛県告示第321号、昭和49年愛媛県告示第1132号、昭和53年愛媛県告示第997号、平成11年愛媛県告示第602号及び平成13年愛媛県告示第1334号の事業地のうち、東鳥生町五丁目地内を削る。

○愛媛県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業西条公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第324号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 3月27日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

- 1 事業施行期間  
昭和50年 1月10日から  
平成35年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業東予・丹原公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和58年 7月26日から  
平成35年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西予都市計画下水道事業西予公共下水道（西予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
変更なし
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成12年愛媛県告示第18号、平成13年愛媛県告示第148号の事業地に、三瓶町朝立地内を加える。
  - (2) 使用の部分  
変更なし

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 語	訪問介護 かたらい	愛媛県西条市小松町妙口甲10 - 4	平成30年 2月22日	訪問介護
株式会社サン・ファミリア	訪問介護事業所 サン・ファミリア今治	愛媛県今治市山路町一丁目 3 番21号	平成30年 2月28日	訪問介護

○愛媛県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 3月27日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 語	訪問介護 かたらい	愛媛県西条市小松町妙口甲10 - 4	平成30年 2月22日	介護予防訪問介護
株式会社サン・ファミリア	訪問介護事業所 サン・ファミリア今治	愛媛県今治市山路町一丁目3番21号	平成30年 2月28日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番132	平成30年 3月29日

○愛媛県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙74番8地先	旧	メートル 4.9 ~ 6.1	キロメートル 0.029	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙74番21	新	5.7 ~ 9.3	0.029	
"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙43番1地先	旧	4.4 ~ 4.8	0.014	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙43番4から 同字乙62番4まで	新	4.8 ~ 7.6	0.014	
"	"	今治市波方町小部字北谷乙144番2地先	旧	16.4 ~ 22.0	0.019	
		今治市波方町小部字北谷乙144番8	新	19.1 ~ 24.8	0.019	

○愛媛県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙74番21	平成30年 3月27日

"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙43番4から 同字乙62番4まで	"
"	"	今治市波方町小部字北谷乙144番8	"

○愛媛県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1513番1地先から 同町東川1506番地先まで	平成30年3月27日

○愛媛県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地359番2地先から 同町菅生1番耕地359番1地先まで	旧	メートル 5.3～7.3	キロメートル 0.040	
		上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地359番4から 同町菅生1番耕地359番3まで	新	6.5～9.8	0.040	

○愛媛県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地359番4から 同町菅生1番耕地359番3まで	平成30年3月27日

○愛媛県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦甲242番4地先から 同町奥浦甲331番1地先まで	旧	メートル 4.1～6.9 8.0～79.0	キロメートル 0.215 0.120	
			新	8.0～79.0	0.120	





基礎理療学	135 ~ 420
臨床理療学	225 ~ 450
省略	
理療基礎実習	570 ~ 885
理療臨床実習	120 ~ 490
省略	
課題研究	30 ~ 105

基礎理療学	120 ~ 315
臨床理療学	180 ~ 420
省略	
理療基礎実習	300 ~ 665
理療臨床実習	300 ~ 665
省略	
課題研究	30 ~ 70

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立学校教育課程基準別表第 2 の規定は、この訓令の施行の日以降に視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）に入学する生徒に係る主として専門学科において開設される教科に属する科目及び当該科目の標準単位数又は標準年間授業時数（以下「科目等」という。）について適用し、同日前に高等部に入学した生徒に係る科目等については、なお従前の例による。